



# 特別目的会社・信託等を巡る 開示問題(第4回・最終回)

## 国際的な動向と方向性(後編)

公認会計士

橋上 徹

### 「国際的な動向と方向性(前編)」の目次

- I はじめに
- II 会社以外の事業体の連結問題の起点
- III 連結報告主体に関する対立概念  
—経済的单一体説 vs 親会社説
- IV US/GAAP の議論
  - 1 基本的ルール
  - 2 米国の SPE 会計に関する議論
  - 3 解釈指針公開草案「特定の特別目的事業体の連結」の公表

### IV US/GAAP の議論

#### 4 解釈書第46号「変動持分事業体の連結」の公表

FASB は、解釈指針公開草案に対するコメントについて検討し、公聴会を開催した後、2003年1月に解釈指針第46号「変動持分事業体の連結」(Interpretation No.46, Consolidation of Variable Interest Entities—an interpretation of ARB No.51 (January, 2003), 以下「FIN 第46号」という。) を公表した。(なお、FASB は、追加的な議論を反映させ、2003年12月に FIN 第46号の改訂版として FIN 第46号 (R) を公表した。以下、FIN 第46号とは、この改訂版のことをいう。)

これにより、FASB は SPE の連結の問題に答えを出す前に、新たに変動持分事業体

(Variable Interest Entity) という概念を導入するに至ったのである。

FIN 第46号は、ARB 第51号において規定されている「支配的財務持分 (Controlling Financial Interest)」の解釈を補足したものである<sup>(1)</sup>。

従来、他の事業体の支配的財務持分の保有が連結判定のメルクマールとされ、この支配的持分の保有を示す状況とは、他の事業体の過半数を保有していることと捉えられてきた。しかし、たとえば、SPEにおいては、名目的な資本や議決権行使の制限等により、議決権の過半数所有者が当該 SPE を支配しているとは言えない状況が一般的に多いものと考えられ、このような場合、議決権によって連結判定を行っても支配的財務持分を保有している当事者を特定することができないという問題があったことから、議決権に代わる連結判定要素として変動持分という新たな概念を導入した VIE 連結指針が新たに公表されることとなった<sup>(2)</sup>。

具体的には、近年、様々な目的・用途に合わせて構成された事業体に、事前に定款等に規定することにより事業活動を制限するような構造を持たせることができ、しばしば行われるようになってきたが、FIN 第46号では、このような場合には、議決権等を保有しなくとも他の変動持分を保有することにより、実質的に事業体の支配が可能であるという前提で構成されている。たとえば、前もって事業活動が決められていた

り、制限されていたりする場合、議決権や法人経営者の意思決定の必要性はなく、むしろ既存の契約等を通して意思決定を行うことになり、そこに支配が存在するものとしている<sup>(3)</sup>。

FIN 第46号の公表の結果、ある事業体を連結するかどうかの判断を行う場合、当該事業体が VIE と判定される場合には、FIN 第46号に基づいて判断を行うことになり、該当しない場合については、従前から存在する ARB 第51号に従い判断されることになった。

また、FIN 第46号が公表されたことにより、それまで QSPE の要件を満たさない SPE や金融資産の流動化取引以外の目的で活用される SPE の連結の判断基準に用いられていた EITF No.95 や EITF Topic No.D-14 等の基準は無効となった。

SPE との関係で言えば、SPE の中でも FIN 第46号の対象とならないものもあれば、SPE ではなくとも FIN 第46号となるものが存在する<sup>(4)</sup>。

#### (1) FIN 第46号の対象

FIN 第46号は、法人、パートナーシップ、リミティッド・ライアビリティ・カンパニー (LLP)、グランター・トラスト等の信託等を対象としているが、以下のものは適用対象から除外している。

① SFAS 第117号「非営利組織の財務諸表」に定義される一定の非営利団体

② SFAS 第87号「事業主の年金会計」、同第106号「年金以外の退職後給付に関する事業主の会計」および同第112号「退職後給付に関する事業主の会計」の規定により報告される従業員給付信託における持分

③ SEC Regulation S-X Rule6-03(c)(1)に基づく投資会社

④ SFAS 第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」に基づく QSPE に対する資産の譲渡者およびその関連者、または QSPE の投資家

⑤ 生命保険会社における特別(分離)勘定

⑥ 2003年12月31日以前に設立された VIE に

に対する持分を保有している会社が、(ア)その事業体が VIE かどうかを判定するために、(イ)会社が VIE の主たる受益者かどうかを判定するため、または(ウ)主たる受益者として VIE を連結するために要求される会計処理を実施するために、必要な情報を入手できない場合における当該会社

#### (2) VIE の判定

次のいずれかの条件を満たす場合、議決権の過半数所有によって連結の要否を判断することが適切ではない VIE として FIN 第46号が定めるアプローチによる連結判断を行う。

##### ① エクイティ投資の不十分性(定量的基準)

リスクを負担するエクイティ投資の総額が不十分なために、第三者からの追加的劣後財務支援 (additional subordinated financial support) なしでは、リスクに晒されるエクイティ投資の合計額で事業活動に必要な資金調達ができない場合、VIE である。ここでいう追加的劣後財務支援とは、ある事業体の期待損失 (expected loss) の一部又は全部を負担する変動持分をいう。なお、エクイティ投資の総額が総資産の10%に満たない場合においては、当該エクイティ投資が以下の3つの中、少なくともいずれか1つを満たしていないことを立証できない限り、エクイティ投資が不十分と認定される。

- ・事業体が、第三者から追加の劣後する財務的支援なしで、事業活動の資金を賄うことが可能であると立証できること

- ・類似する他の事業体(同様の資産を保有し、かつそれらの資産の質的/金額的水準が同等と認められる事業体)と少なくとも同額のエクイティ投資を有し、かつ、追加の劣後の財務的支援なしで事業運営をしていること

- ・事業体におけるエクイティ投資額が、合理的な計量的証拠に基づいた期待損失の見積りを上回っていること

② 支配的財務持分保有者としての特徴(定性的基準)

リスクを負担するエクイティ投資家が、全体

として、支配的財務持分として有すべき特徴のうち、以下のいずれかが欠落している場合、VIEである。

- ・議決権またはそれに類似する権利を通じて、直接または間接に事業体の活動に関する意思決定権限を有すること
- ・事業体の期待損失を負担する義務を有すること
- ・事業体の期待残存利益を收受する権利を有すること

### (3) 变動持分 (variable interest : VI)

VIとは、他の事業体のリスクと経済的価値を生む持分であり、劣後受益権への投資や、VIE発行の劣後債も含まれる。固定利率や、固定リターンの優先債権は通常VIに含まれにくく、保有者が主たる受益者となることは少ないが、それより劣後する持分が、将来が見積損失を吸収するに足りない場合、検討が必要となってくる。

さらに、以下のものが含まれてくるが、既存の契約・合意書などにより、将来発生が見込まれる変動持分も含まれる。

- ・貸付金
- ・プット・オプション（買建）
- ・先渡契約（VIE保有資産またはエクイティ証券の先渡契約）
- ・デリバティブ
- ・リース
- ・信用補完
- ・保証
- ・役務提供契約

資産・債務の保証、プット・オプションや同等の債務は、実際に損失発生時においてVIと考えられるが、その引き受けの際の対価の大きさが、VIに該当するかの1つの判断基準となるとされる。

VIEの特定の財産のみに対応するVI（たとえば、保証債務や資産の劣後持分）を持ち、その特定される資産のみに影響される場合は、VIEの特定の資産に対するVIは、その対象と

なる特定資産がVIEの保有する総資産の公正価値に対して50%超となる場合、または持分保有者が対象VIEに対してその他の変動持分も保有している場合のみ、VIとみなされる<sup>(5)</sup>。

#### (4) 期待損失額 (expected loss) と期待残余利益額 (expected residual returns)

FIN第46号では、変動持分以外の、事業体の純資産の公正価値の期待変動を、期待損失額又は期待残余利益額という用語で表現している。  
・期待損失額とは、VIEの、純資産の公正価値の、マイナス方向の期待変動であり、将来のキャッシュ・フローの見込みを考え得るシナリオに基づいて予測し、それらを実現可能性により、加重平均して求める。

ここでのキャッシュ・フローには、次の全ての要素を算入する。

- ① VIEの収支の変動
- ② VIE保有資産の価値変動
- ③ 意思決定者に対する報酬
- ④ VIE保有の全ての、または実質的に全ての資産の価値または負債支払いの保証人がいる場合、その保証人に対する報酬
- ・期待残余利益とは、VIEの、純資産の公正価値の、プラス方向の期待変動をいうが、その絶対値は期待損失額と同じになる。
- ・期待変動とは、期待される結果の変動幅であり、期待損失と期待残余利益の絶対値の合計として算出される。

#### (5) 主たる受益者(primary beneficiary)の特定

VIEの期待損失又は期待残余利益の過半を負担又は享受する変動持分の保有者は、主たる受益者と呼ばれ、VIEを連結する。ある会社が期待損失の過半を負担する一方、期待残余利益の過半を別の会社が享受する場合、期待損失の過半を負担する会社がそのVIEを連結する。

なお、主たる受益者の判定においては、関連当事者を合算する。関連当事者とは、関係会社、持分法による会計処理をしている投資先、経営者、主要株主および経営者の近親者等に加え、次のものが含まれる。

① VI保有者に、経済的に依存している事業体

② VI保有者の承認なく、資産等の売買をすることができない者

③ VI保有者から出資を受けている者（ファンダムなど）

④ VI保有者に重大な金額での役務提供をしている者（De Facto Agents）

定性的な判断要因としては、VIEの業績に大きな影響を与えるような意思決定をする直接的間接的権利を有することなどが挙げられる<sup>(6)</sup>。

VIEの連結方針に関するフローチャートは様々な解説書に掲載されているが、たとえば次頁の【図表】のとおりである。

## V 國際財務報告基準による組合の連結の基準

### 1 基本的ルール (IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」)

国際財務報告基準において連結財務諸表につ

いて規定しているIAS第27号では、子会社の定義として、他の企業により支配されている企業をいい、組合(Partnership)など法人格のない企業を含んでいる(par.4)。そのため、その他の事業体として特別な規定を定めていない。

支配とは、企業活動からの便益を得るために、その企業の財務及び経営方針を左右する力をいう(par.4)。

他の企業の議決権の過半数を取得したときは、支配が存在するものと推定されるが、過半数を取得していない場合でも、以下の場合には支配が存在する(par.13)。

- ・他の投資企業との協定によって、議決権の過半数を支配する力を有する場合
- ・法令又は契約書によって、企業の財務方針および経営方針を左右し得る力を有する場合
- ・取締役会または同等の経営機関の過半数の構成員を選任または解任する力を有しており、当該取締役会またはそれと同等の経営機関により会社が支配されている場合
- ・取締役会またはそれと同等の経営機関で過半

## TOPICS

### 日本監査役協会、新任役員向けプログラムを組む

(社)日本監査役協会(会長: 笹尾慶蔵・前旭有機材工業監査役)は、今年度の株主総会で新たに選任された監査役(監査委員)を対象とした研修プログラムを策定し、7月の「新任監査役説明会」を皮切りに来年3月にかけて研修を実施する。同研修プログラムは、毎年開催されており、本年で19年目を迎えることになる。

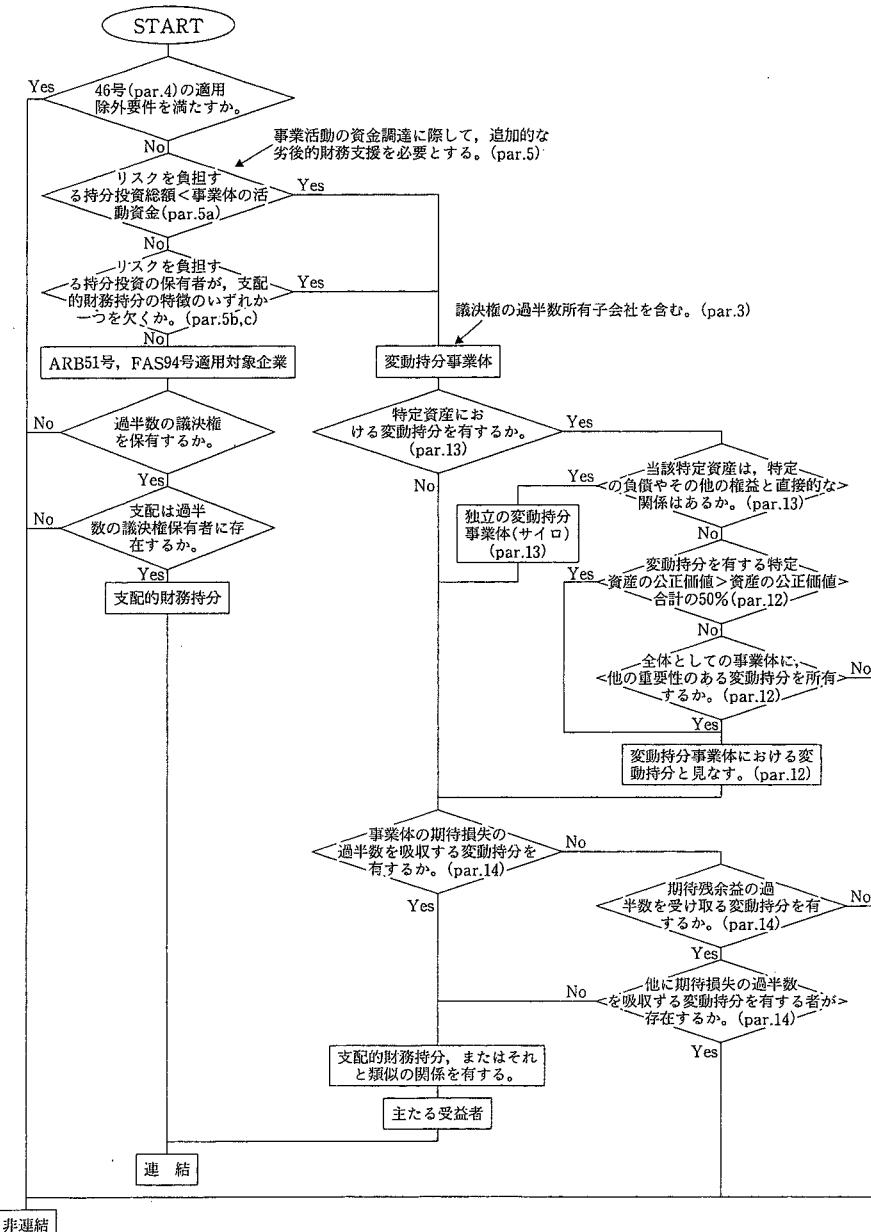
本年のプログラムでは、7月の新任監査役説明会で同協会の事業活動等につきオリエンテーションをした後、9月から12月にかけてベテラン監査役が講師となり多様な監査体験や監査役関連の話題を聴講するほか、新任監査役(監査委員)相互の交流や意見交換を目的とする「新任監査役懇談会」を開催する。また8月には、監査役(監査委員)の職務遂行に必要な知識の習得を目的とする「新任監査役のための基礎知識研修講座」と題した研修会を開催している。年明け2月から4月に

は、上記「新任監査役懇談会」の登録者を対象として、公認会計士による研修会と小グループによる懇談会を内容とした「新任監査役研修懇談会」を開催する。

また、同協会では、新任監査役(監査委員)向けの研修プログラムだけでなく、新任取締役向けの研修会も実施しており、そこでは、取締役としての重責を全うするために知っておくべき最低限の法律知識をはじめ、取締役として求められる資質・能力・心構えなどについて、会社法、金融商品取引法を中心にコンプライアンスの視点から弁護士による解説を行っている。

同協会は、新任役員がこれらの研修プログラムを受講することにより、その職責上必要な基本的知識を習得し、今後の職務遂行に役立てができるよう期待している。

(図表) VIE の連結方針に関するフローチャート



数以上の投票権を集めることで、当該取締役会またはそれと同等の経営機関により会社が支配されている場合

なお、支配が存在するかどうかを判定する際には、ワラント等の潜在的議決権（行使や転換が可能なもの）も考慮する(7)。

子会社は、投資企業がベンチャー・キャピタル、投資信託、ユニット信託又は類似の企業であるという理由で連結から除外されず（par.19）、その事業活動が企業集団内の他の企業と異なることを理由に、連結から除外されない（par.20）。

## 2 SIC 第12号「連結一特別目的事業体」

IASC の前身である IASC (International Accounting Standards Committee) は、子会社の定義は満たしていないが、企業に支配されている媒体を通じて企業が事業を行う場合の問題点について取り扱う必要があった。

しかし、実際には IFRS の下でのオフバランス・シート事業は、他国と同様に活発であり、結果として解釈指針委員会 (Standing Interpretation Committee: 以下「SIC」という。) は SIC 第12号を公表せざるを得なくなってしまった。

SIC 第12号では、草案の抜け穴を活用することにより規定の適用が回避される可能性を最小限にするため、SPE の定義づけを行わないという慎重な態度をとっている(8)（そのため、IAS 第27号 par.13）と同様に、企業が SPE の資本に対する持分をほとんど又はまったく所有しない場合でも、支配が存在することがある。

その代わり、特別目的事業体 (SPE) は、狭義で十分に明確化された目的（リース、研究開発活動又は金融資産の証券化など）を達成するために設立される事業体と説明されている。また、SPE は、会社、信託、組合 (Partnership) または法人格のない事業体の形を取ることがあると説明されている（par.1）。

基本的にすべての SPE が対象であるが、例外的に IAS 第19号「従業員給付」適用を受け

る退職給付制度やその他の長期従業員給付において活用される SPE については、SIC 第12号の適用対象外である（par.6）。

SPE を支配している場合として par.9 では、以下のようないくつかの状況を例示している。

- SPE の事業活動が、企業の特定の事業上の必要に従って、その企業のためだけに行われ、それにより企業は、実質的に SPE の事業運営から便益を得ている場合
- SPE の事業活動の便益の大半を獲得するため、意思決定の権限を実質的に企業が保有している場合または意思決定の権限は委譲されているが、「自動操縦」の仕組みを設定することによって、企業が実質的にこの意思決定を操縦している場合。後者の仕組みの例としては、以下のものがある。

- ① 一方的に SPE を解散する権限
- ② SPE の定款や寄付行為などを変更する権限
- ③ SPE の定款や寄付行為などの変更案の拒否権

- 企業が SPE の事業活動の便益の大半を獲得する権利（規約、契約、同意若しくは委託行為、又はその他のスキーム、仕組み若しくは計画に伴うもの）をもつゆえに、実質的に SPE の事業活動に伴うリスクに晒されている場合

その権利の例としては、以下のものがある。

- ① 将来のネット・キャッシュ・フロー、利益、純資産又はその他の経済的便益の形態で、事業体が分配する経済的便益の大部分を享受する権利
- ② SPE の予定された残余財産の分配又は清算時の残余財産の過半を獲得する権利
- 企業が SPE の事業活動からの便益を受けるために、実質的に SPE またはその資産に関連した残余価額または所有者リスクの大半を負っている場合。

なお、SPE に対して実質的にすべての資金を提供している外部の投資家に対して、返

済又は資金供与を直接的、又はSPEを通じて間接的に保証している場合、保証の結果、企業は引き続き残余財産や所有リスクを保持することになるが、投資家は損益に係るリスクが限定されるので、投資家は実質的に貸手に過ぎないことになる。そのような例としては、以下の場合がある。

- ① 資本拠出者が、SPEの純資産に対して重要な持分を有していない場合
- ② 資本拠出者が、SPEの将来の経済的便益に対して権利も有していない場合
- ③ 資本拠出者が、実質的にSPEの純資産又は事業活動に固有のリスクにさらされていない場合
- ④ 基本拠出者が、実質的に貸付又は持分に対して、通常の貸手が得る利益に相当する対価を受け取る場合

## VI 最後に

国際財務報告基準は、原則主義(principle-based)と言われ、SICやIFRICという解釈指針は存在するものの、実務上の細かい問題には立ち入らないことを基本としている。

一方、US/GAAPは、規則主義(rule-based)と呼ばれ、実務上の問題を可能な限り基準書その他会計基準の中に織り込む形をとる。米国は、他民族国家でもあり、会計指針の文書化が多発する紛争解決に必要であったことなどが背景と考えられる。

エンロン事件が規則主義の盲点を突いて生じたものであるという側面があったという反省を踏まえると原則主義が優れていると評価できるという見方もある。

しかし、日本では憲法(第31条および第39条)で罪刑法定主義が掲げられ、事前の予測可能性が重視される国であり、今後の日本の会計基準策定に当たっては、様々な見方もあるが、国際財務報告基準の掲げる原則主義は罪刑法定主義と衝突する可能性がある。したがって、会

計基準が、「ソフト・ロー」として扱えられる今日においては、ある程度米国のような基準作りは必要なものと思われる。

ただし、日本の会計基準は、国際財務報告基準における「原則(principle)」を掲げて処理するということが必ずしも未だ十分でない分野もあるとの見方もあり、各会計基準策定における「原則」のより一層の明確化は今後重要なポイントではないかと考えられる。

前編のIIで問題提起したように、事業体間のビジネスが関係会社の形成から、多様な契約の形成(DESや企業提携など)に移行する中で、特別目的会社・信託等に関する会計基準の策定はその試金石になるであろう。

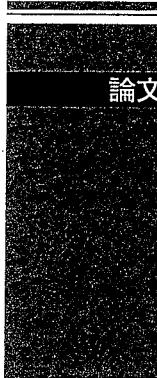
その中で、IIIでみたように契約連結報告主体に関する議論の帰結としての「支配」の概念整理も重要である。

US/GAAPは、新連結会計基準の公開草案とVIEの基準が一種ダブル・スタンダードになっており苦悩している。ここにおける検討過程は日本の会計基準の方向性に示唆を与えるものと思われる。

(注)

- (1) 山地範明『FASB「持分変動事業体の連結」の考え方』『企業会計2003 Vol.55 No.8』27頁。前掲。
- (2) 久禮義繼=斎木夏生『流動化・証券化の会計と税務(第3版)』357頁~358頁。
- (3) 杉本茂『米国のSPE新連結基準(上)』『商事法務No.1657(2003.3.15)』44頁。
- (4) 姜昌憲『持分変動事業体の会計の意義—新たな事業体関係の会計フレームワークに関する一』『會計169卷5号』135頁。
- (5) 杉本前掲48頁~50頁。
- (6) 杉本前掲49頁。
- (7) 詳細については、アーンスト・アンド・ヤング(日本語版監修 新日本監査法人)『International GAAP 2005 第三巻 企業結合』(2006年、雄松堂出版)12頁~17頁参照のこと。
- (8) アーンスト・アンド・ヤング前掲18頁。

(1510)



## 米国における包括利益概念の含意

—過年度損益修正項目の取扱いを中心として



横浜国立大学大学院博士課程後期  
松原沙織

に整理されていないように解釈され<sup>(5)</sup>、このことが包括利益概念に関する議論を混乱せしめる一因として考えられる。クリーン・サーブラス関係と合致の原則との関連をより複雑にする要因として、特定の過年度損益修正項目について、利益剰余金の期首残高を直接的に増減させる処理方法を用いている点が挙げられる<sup>(6)</sup>。具体的に述べるならば、当該処理方法は、直接的な資本取引でないにもかかわらず、損益計算を通さずに貸借対照表の持分を増減させるため、利益の金額に変動をもたらすこととなる<sup>(7)</sup>。

従来より、このような取扱いがなされている項目として、誤謬の修正額(correction of an error)が挙げられる(APBO No.20, par.36, 訳書, 387頁参照)<sup>(8)</sup>。さらに、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Board:以下、IASB)<sup>(9)</sup>とのコンバージェンス(Convergence)に伴い、2005年5月にFASBより、財務会計基準書第154号「Accounting Changes and Error Corrections:会計上の変更と誤謬の修正額」(以下、SFAS No.154)が公表され、会計方針の変更に伴う累積的影響額(cumulative effect of a change in accounting principle)が、純利益へ含める処理方法から(APBO No.20, par.18, 訳書, 380頁参照)<sup>(10)</sup>、利益剰余金の期首残高を直接的に増減させる処理方法へ変更された(SFAS No.154, par.7)<sup>(11)</sup>。かかる処理項目の増加は、クリーン・サーブラス関係と合致の原則との関連を通じ、包括利益概念へも影響を及ぼすと思われる。

以上を踏まえ、本稿では、クリーン・サーブラス関係と合致の原則との関連性を明らかにした上で、米国の制度を前提に過年度損益修正項目である会計